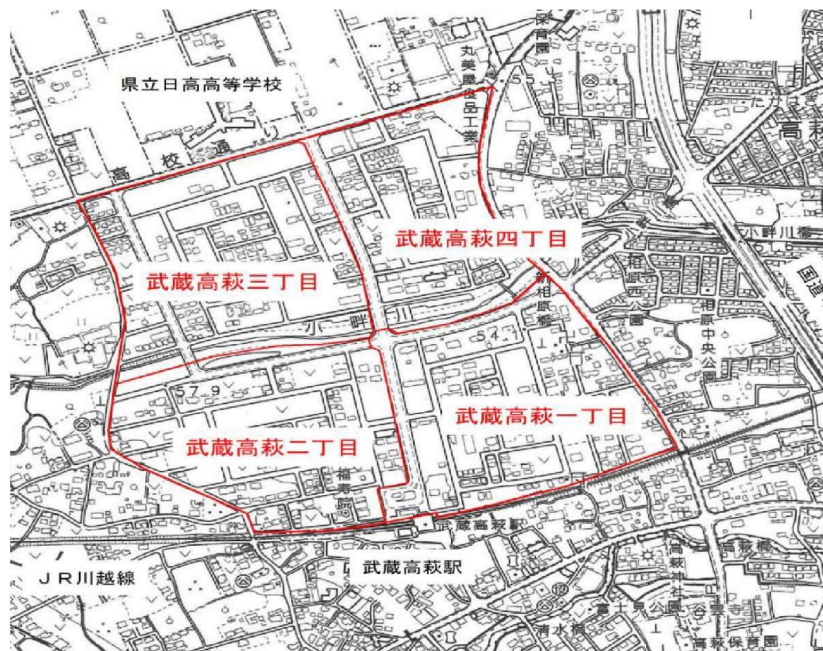


川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

町名地番変更のしおり

このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

令和6年11月上旬から
町名地番(住所)が変わります



日高市

はじめに

平成5年4月1日から施行してきました武蔵高萩駅北土地区画整理事業がこのたび完了し、整備された道路等に合わせて、町名地番が変更となります。

これにより、住所や本籍、土地・建物の所在地の町名地番が変わります。

土地区画整理事業施行地区内にお住まいの方や事務所等を設置している事業者は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。

このしおりでは、町名地番変更に伴う主な手続きをご案内いたします。

～ご連絡事項～

登記業務の停止について

換地処分の公告日の翌日から、土地区画整理事業による登記の書換え作業が行われ、作業が終了するまで土地区画整理事業施行地区内の登記事務が停止されます。

登記閉鎖期間中は、土地区画整理事業施行地区内の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権等の設定・抹消等の登記）ができなくなります。（閉鎖期間は、公告日から3か月程度です）。

なお、登記閉鎖が解除されましたら、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

町名地番変更の周知にご協力ください。

土地区画整理事業施行地区内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の町名地番をそれぞれ関係の方にお伝え願います。

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
皆様にお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2
新しい町名地番等の表し方・・・・・・・・・・・・	3
町名地番変更の手続きについて・・・・・・・・	4
関係機関案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

皆様にお届けするもの

◆今回お届けしたもの

- ・町名地番変更手続きのしおり
- ・町名地番変更のお知らせ（地区内にお住まいの方）

新しい町名地番をお知らせするものです。なお、今回同封した「町名地番変更のお知らせ」は町名地番変更等手続きに関する証明書としては使用できないためご注意ください。

町名地番変更の際に必要なとなる証明書は、換地処分の公告日の翌日以降に郵送の予定です。

町名地番変更証明書 ※個人の方	各種町名地番の変更手続きに使用できます。必要に応じて、申請により無料で交付いたします。 申請場所：市民課または各出張所 必要書類：マイナンバーカード等本人確認書類	市民課より発送するもの
戸籍の本籍変更通知書 (戸籍の筆頭者あてに1通) ※対象者のみ	土地区画整理事業施行地区内に本籍がある方へは、市民課から「戸籍の本籍変更通知書」を送付します。この通知書のほかに別途、本籍変更の証明書が必要な方へは、申請により市民課または各出張所にて無料で交付いたします。	
町名地番変更のお知らせ	新しい町名地番が記載されているものです。 (証明書としては使用できません。)	市街地整備課より発送するもの
登記完了のお知らせ (一般登記停止解除) (1通)	換地処分の <u>公告日</u> の翌日から概ね3か月、土地・建物の登記申請（所有権移転、分筆の登記等）ができなくなります。登記が可能になりましたら、権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。	

新しい町名地番等の表し方

新しい町名地番等の表し方は次のようになります。

◆住所及び本籍・・・新たな町名地番に変わります。

変更前（例） 日高市大字高萩××番地×	変更後（例） 日高市武蔵高萩一丁目××番地× ～ 四丁目××番地×
------------------------	---

◆不動産（土地・建物）・・・土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

変更前（例） 日高市大字高萩字蔵脇××番（地）× 字堀之内前××番（地）× 字堀之内××番（地）× 字彌次郎××番（地）× 字拾石××番（地）× 字上宿××番（地）× 字中宿××番（地）× 字下宿××番（地）× 字六郎ヶ谷戸××番（地）× 字別所××番（地）× 字小網ヶ谷戸××番（地）× 字乙釘貫××番（地）× 字相原××番（地）× 字新宿××番（地）× 字西新宿××番（地）× 字梨ノ木××番（地）× 字王神××番（地）× 字南王神××番（地）× 字中王神××番（地）×	変更後（例） 日高市武蔵高萩一丁目××番（地）× ～ 四丁目××番（地）×
--	---

郵便番号は以下のとおりです。

日高市武蔵高萩一丁目～四丁目・・・〒350-1216

※郵便番号が変更となります。

町名地番変更の手続きについて

新しい町名地番への変更に伴い、市役所などがその書換えを行うものとは別に、皆様方ご自身で変更の手続きをしていただく必要があるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、該当する項目をご確認ください。

◇マイナンバーカード、運転免許証等、本人確認書類としてご利用されているものは速やかに更新してください。

◇町名地番変更後約1年間は、旧住所のままでも郵便物は届きます。

◇他市区町村に土地や建物をお持ちの場合、納税証明書等が届かなくなる場合がありますので、各市区町村へ町名地番変更の連絡をお願いします。

登記閉鎖期間中（公告日から3か月程度）は、所有権移転や分筆、相続等の登記手続きはできません。終了次第、関係権利者（土地所有者等）の方には登記完了のお知らせをお送りします。

町名地番変更に伴う手続きの必要が ない もの・・・・・・・・・・ 5

・ 保険証など証書等の取扱いについて・・・・・・・・・・ 6

町名地番変更に伴う手続きの必要が ある もの・・・・・・・・・・ 7

・ 住民登録関係・・・・・・・・・・ 7

・ 障がい福祉関係・・・・・・・・・・ 7

・ 教育保育施設関係・・・・・・・・・・ 8

・ 年金関係・・・・・・・・・・ 8

・ 自動車関係・・・・・・・・・・ 9

・ 不動産（土地・建物）登記関係・・・・・・・・・・ 9

・ 会社・法人関係・・・・・・・・・・ 12

・ 各種営業許可証等・・・・・・・・・・ 12

・ その他・・・・・・・・・・ 12

◆町名地番変更に伴う手続きの必要が ない もの

※但し、少しの間は、旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。
 なお、長期に亘り旧住所で通知等が届く場合には、関係課へご連絡ください。

市 役 所	●住民票の異動：市民課 ●戸籍（本籍）の異動・戸籍の附票の記録：市民課 ●選挙人名簿：選挙管理委員会事務局 ●印鑑登録：市民課 ●土地家屋課税台帳：税務課 ●市県民税課税台帳：税務課 ●原動機付自転車（125 cc以下）・小型特殊自動車所有者の住所：税務課 ●国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所（マイナンバーが登録済みの方）：保険年金課 ●国民年金第1号被保険者の方の住所：保険年金課 ●図書館利用者登録情報：図書館 ●高萩小学校・高萩中学校・高萩北小学校・高萩北中学校に通学している児童・生徒の住所：学校教育課 ●畜犬登録の住所：環境課 ●上水道：水道課 ●下水道：下水道課 ・・・など ※なお、個人番号通知カードについては、町名地番変更の追記をいたしません。
法 務 局	●土地登記簿（表題部の所在欄のみ） ●建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有名義人などの住所は、ご自身の申請があるまで変わりません。 （詳細P9）
そ の 他	●郵便（配達業務のみ、郵便貯金や保険についてはご自身で届出してください。） ：郵便局 ●旅券（パスポート） ※最終ページに住所を記入されている方は、二重線を引き、余白部分に新しい住所 をご記入ください。

◆保険証など証書等の取扱いについて

下記につきましては、お手続きは不要です。

市から <u>新町名地番</u> に書き換えて新しくお送りするもの	
<u>公告日以降に担当課から発送予定です。</u> 新しいものがお手元に届くまでは、現在のものを使用してください。	担当課
●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 ●国民健康保険被保険者資格証明書 ●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ●国民健康保険限度額適用認定証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ●後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ●重度心身障がい者医療費受給者証	保険年金課
●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証	長寿いきがい課
●子ども医療費受給資格証 ●ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て応援課
●生活保護受給者証	生活福祉課

<u>町名地番変更</u> 後も引き続きそのままで使用できるもの	
※希望者には、新しい町名地番に書き換えて再交付いたします。	担当課
●精神障がい者保健福祉手帳 ●自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）受給者証 ●福祉サービス受給者証 ●生活サポート事業登録利用者票 ※更新申請にあわせて変更します。	障がい福祉課
●子どものための教育・保育給付支給認定証 ●施設等利用給付認定通知書	子育て応援課

◆町名地番変更に伴う手続きの必要が ある もの

手続きには、「町名地番変更証明書」（P 2 参照 公告日以降に順次送付いたします。）が必要となるものがあります。「町名地番変更証明書」が不足した場合、個人については市民課または各出張所へ、法人については市街地整備課へお問い合わせください。

市役所でご本人に手続きしていただくもの

■住民登録関係

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	備考
マイナンバーカードの住所変更	市民課 お早めにお手続きください。	・マイナンバーカード ・暗証番号(数字4桁)	※署名用電子証明書は町名地番変更により失効します。必要な方は申請してください。
住民基本台帳カードの住所変更		・住民基本台帳カード ・暗証番号(数字4桁)	※住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できます。
在留カード等の住所変更	市民課 または各出張所	・在留カード ・特別永住者証明書	

※マイナンバーカードの署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-tax、住所異動、パスポート等の電子申請）。発行を希望される方は、暗証番号（6字以上16字以内でアルファベット大文字と数字の組み合わせ）が必要です。

■障がい福祉関係

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	備考
身体障がい者手帳・療育手帳の住所変更	障がい福祉課	・各手帳 ・個人番号がわかるもの	窓口で新住所に書換えます。

※住所確認を含む身分証明書等として利用される場合は、お早めにお手続きください。

※他の届出、サービス申請等にあわせて手続きすることも可能です。

市役所以外でご本人に手続きしていただくもの

■教育保育施設関係

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	備考
保育園・幼稚園・学 童保育室等に届出し ている住所	通園の保育園等にご 自身でお知らせくだ さい。	通園の保育園等にご 確認ください。	子育て応援課窓口で の手続きは不要で す。

■年金関係

	必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	備考
年金加入 中の方	第1号被保険者の方 (自営業者・学生等)	手続き不要	—	納付書はそ のまま使用 できます。
	第2号被保険者の方 (会社員・公務員等)	勤務先に確認して ください。	勤務先に確認してく ださい。	なるべくお 早めに
	第3号被保険者の方 (第2号配偶者の方)			
年金受 給中 の方	マイナンバーが登録済み の方 (毎年「現況届」を提出 する必要の無い方)	手続き不要	—	—
	マイナンバーが未登録の 方 (毎年「現況届」を提出 している方)	所沢年金事務所 Tel04-2998-0170	・年金受給権者住所 ・年金証書 ・印鑑	なるべくお 早めに
そ の 他	年金受給権はあるが、受 給を開始していない60 歳以上の方	手続き不要	—	—

※年金手帳の住所欄については、ご自身で変更後の住所を記入してください。

なお、青い表紙の年金手帳には、住所記載欄がありません。

■自動車関係

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	備考
運転免許証の住所、 本籍の変更	飯能警察署 Tel042(972)0110	・運転免許証 ・町名地番変更証明書 ・(本籍の変更がある場合) 戸籍の本籍変更通知書または、 本籍変更の証明書	随時(ま たは免許 更新時)
軽自動車の所有者・ 使用者の住所及び仕 様の本拠の位置の変 更	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支 所 Tel050(3816)3111	・自動車検査証(原本) ・市町村合併等による住所変更 依頼書(協会窓口備付) ・町名地番変更証明書または 住民票(写しでも可)	随時(ま たは継続 車検時)
自動車・オートバイ (125cc超)の所有 者・使用者の住所及 び仕様の本拠の位置 の変更	関東運輸局埼玉運 輸支局 所沢自動車検査登 録事務所 Tel050(5540)2029	・検査証記入申請書 ・町名地番変更証明書 ・車検証(軽二輪は届出済証と 自賠責保険証) ※なお、使用者と所有者が異な り、代理人による申請の場合、所 有者の委任状が必要です。	随時(ま たは継続 車検時)
原動機付自転車(原 付バイク・125cc以 下)、小型特殊自動 車の所有者・使用者 の住所及び使用の本 拠位置の変更	手続き不要	※新住所の標識交付証明書が必 要な場合は、税務課へお越し ください。	—

■不動産(土地・建物)登記関係

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	期限
土地・建物等不動産所 有者の住所変更登記	さいたま地方法務局 飯能出張所 Tel042(972)2580	・登記申請書 ・町名地番変更証 明書 ・印鑑 など	随時(または売買・ 相続・抵当権の設定 などの事由が生じた 時)
土地・建物登記簿に抵 当権、地上権、賃借 権、仮登記等の権利者 として登記している方 の住所変更登記			

土地や建物の不動産登記簿の表題部につきましては、区画整理登記により、新しい町名地番及び家屋番号に自動的に変更となりますが、所有者の登記簿上の住所は自動的に変更になりませんので、ご自身で町名地番変更手続きをする必要があります。(公告日から3か月程度は、登記閉鎖期間中のため手続きができませんのでご注意ください。)

なお、区画整理を理由とする町名地番変更については、町名地番変更証明書があれば登録免許税が免除されます。(司法書士等に依頼する場合は別途報酬がかかります。)

(土地建物の記載例)

㊞

申請人捨印

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和 年 月 日 町名地番変更（注1）

変更後の事項 住所 日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇（注2）

申 請 人 日高市武蔵高萩〇丁目〇番地〇（注3）

日 高 太 郎 ㊞

連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（注4）

添 付 書 類 登記原因証明情報（注5）

令和 年 月 日申請 さいたま地方法務局飯能出張所 御中（注6）

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示（注7）

所 在	日高市武蔵高萩〇丁目
地 番	〇番〇
地 目	宅地
地 積	〇〇〇. 〇〇平方メートル

所 在	日高市武蔵高萩〇丁目〇〇番地〇
家屋番号	〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 〇〇. 〇〇平方メートル
	2階 〇〇. 〇〇平方メートル

※これは記載例です。

※（注〇）などは、記載しないでください。

(記載例の登記申請書記載上の注意)

☆登記申請について

(1) 登記申請の一般原則について

登記申請は、原則として、当事者またはその代理人が法務局に申請してください。
申請書が2枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に割印してください。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書類在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。

また、完了証が発行されますので、返信用封筒及び切手(簡易書留等郵便料金分)を同封してください。

(2) 登記の申請書様式について

申請書はA4用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。
紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。

文字は、直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。

鉛筆は使用できません。

◇書式の解説

- (注1) 「町名地番変更証明書(市民課または各出張所で交付いたします。)」に記載されている変更年月日並びに変更理由です。
- (注2) 「町名地番変更証明書」に記載されている変更後の住所(以下:現在の住所)を記載します。
- (注3) 所有権の登記名義人(所有者)の現在の住所及び氏名を記載し、末尾に押印します(認印で結構です)。
- (注4) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
- (注5) 登記原因証明情報として、「町名地番変更証明書」を添付します。登記簿上の住所、現在の住所及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。
- (注6) 申請日は、実際に申請する年月日を記載し、不動産を管轄する法務局を記載します。
- (注7) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載します。

登記申請に関してご不明な点がございましたら さいたま地方法務局 飯能出張所までお問い合わせください。

会社・法人向け

■会社・法人関係

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	期限
会社・各種法人の本 店の所在地の変更登 記 代表者等の町名地番 の変更登記	本店の所在地を管轄 する法務局	・登記申請書 ・町名地番変更証明 書	換地処分告示日か ら2週間以内
法人市民税			
	税務課	・法人異動届出書 ・変更登記後の登記 事項証明書の写し	なるべくお早めに

■各種営業許可証等

必要な手続き等	手続き・問合せ先	必要な書類等	期限
各種営業許可証等の 所在地変更 ※該当職種 病院・医療機関、薬 局、食品関係、理美 容所、クリーニング 所等	狭山保健所 Tel04 (2954) 6212	保健所にお問い合わせ ください。 (手続きが必要ない 場合もあります。)	保健所にお問い合わせ ください。

その他

■その他

以下の手続きは契約先等に確認をお願いします。

- 生命保険、火災保険、自動車保険等
- 銀行の預金通帳、証券会社
- クレジットカード
- ガス・燃料会社、電力会社
- ネット通販、ネットショッピング

- 固定電話、携帯電話、インターネット
- 社員証、会社から交付された健康保険証
- 学生証(高校・専門学校・短大・大学等)
- 各種ポイントカード・スタンプカード
- 各種会員証

．．．．．など

上記以外にも法令等により町名地番変更の手続きがある場合は、それぞれ所定の手続きを行ってください。

関係機関案内

名称	町名地番	電話番号
さいたま地方法務局飯能出張所	飯能市大字双柳 94-15	042 (972) 2580
さいたま地方法務局法人登記部門	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048 (851) 1000
日本郵便株式会社日高郵便局	日高市大字鹿山 276-1	0570 (943) 041
飯能警察署	飯能市大字双柳 531	042 (972) 0110
狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04 (2954) 6212
所沢年金事務所	所沢市大字上安松 1152-1	04 (2998) 0170
関東運輸局埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所	所沢市大字牛沼 688-1	050 (5540) 2029
軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所	入間郡三芳町大字北永井 360-3	050 (3816) 3111

本しおり についてのお問合せ先

日高市役所 市街地整備課 区画整理担当

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020

電話 042 (989) 2111 内線3361・3362

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）